

地震への“備え”をお願いします

住まいの耐震化を進めましょう

1月1日に発生した令和6年能登半島地震では、最大震度7の強震により本市においても震度4を観測し、震度6強を観測した石川県珠洲市などでは、1階部分が押しつぶされたり、大きく傾いたりした木造住宅の被害の様子が、ニュースなどで報じられました。

大きな被害が出た背景として、昭和56年5月31日以前の旧建築基準法の耐震基準（旧耐震基準）により建築された住宅が多く密集していたためとする専門家の意見も紹介され、改めて住宅の耐震化の重要性が認識されたところです。

地震による住宅の倒壊から、大切な命と財産を守るために、本市では、以下の補助制度を実施しておりますので、ぜひ、活用をご検討ください。

① 木造住宅の無料耐震診断

昭和56年5月31日以前の木造住宅において、市が木造住宅耐震診断員を派遣し無料の耐震診断を行います。

② 耐震改修工事費補助事業

耐震診断結果に基づいて木造住宅の耐震改修工事を行う場合、その費用の一部を補助します。

③ 耐震シェルター設置費補助事業

耐震診断結果に基づいて耐震シェルターを設置する場合、その費用の一部を補助します。

④ 民間木造住宅除却工事費補助事業

耐震診断結果に基づいて木造住宅の解体工事を行う場合、その費用の一部を補助します。

⑤ ブロック塀等撤去費補助事業

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊などによる災害を未然に防止するため、市内にある道路等に面した一定以上の高さのブロック塀等の撤去工事に要する費用の一部を補助します。

空き家の倒壊による二次災害を防ぐために

今回の地震では、空き家の問題も大きく取り上げられました。

空き家となっている建物は、旧耐震基準により建築され老朽化したものが多く、耐震化もされていない場合には、地震の強い揺れにより倒壊する可能性が高まり、倒壊した場合は、避難路や緊急輸送路を塞ぎ、避難や救助活動を妨げてしまいます。

また、倒壊するなどした空き家は、地震に伴い発生した火災を広範囲に広げてしまう危険性や、空き家が倒壊する際、隣の建物を巻き込んでしまうことも十分考えられます。

この機会にあらためて空き家の適正管理と耐震化について検討をお願いします。

本市では安全で快適な住環境の確保と改善を図るため、空き家の解体費用に対しての補助金の交付を行っております。ぜひ、活用をご検討ください。

① 空家解体促進費補助事業

不良住宅に該当する空き家の解体工事を行う場合、その費用の一部を補助します。

問合先 都市計画課 ☎441・7112 FAX441・8387